

## 立看板の設置可能期間延長についての要望

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年3月26日）

現在、京都大学の全学公認団体以外の学生団体が立看板を設置できる期間は2月20日から4月20日までですが、入学式や健康診断(紅萌祭)が中止になり多数のガイダンスが動画配信になっていること、また4月中多くの教室で対面の授業が行われないうえに、新入生がキャンパスに訪れる機会が少なくなっていると考えられます。

また、公認団体についても現行の立看板の設置可能期間では十分な周知を行えない可能性が高いと思われます。

そこで特例として、今年度の全学公認団体以外の学生団体が立看板を設置できる期限を30日延長し、5月20日までとすることを要望致します。また、3月20日までに設置された全学公認団体の立看板の設置可能期間を30日延長し、90日間とすることを要望致します。

新型コロナウイルス対策でお忙しいのは重々承知ですが至急回答頂けますよう、よろしくお願い致します。

【回答】（回答日：2020年4月16日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

ご質問と行き違いになってしまいましたが、令和2年4月8日 KULASIS 掲載の「新入生の勧誘を目的とする立看板の設置期間の取扱いについて」で示しておりますとおり、今年度に限り、京都大学立看板規程第2条第2項及び第3条の規定にかかわらず、本学の学生団体は、新入生の勧誘を目的とする立看板を、学生担当理事が課外活動の自粛要請を解除した日から起算して20日を経過するまでの間、設置することができるものとします。